令和3年第7回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和3年6月25日(金) 午後3時00分~午後3時35分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長 菅野 勇次

教育委員 教育長職務代理者 小尾 一彦

委員岩谷 史人委員國安 環委員東みどり

事務局 教育部長 山端 広和

学校教育課長西田 建司生涯学習課長石田 晋一図書館長天羽 徹給食センター所長 鯨岡 健鯨岡 慎一総務係長山田 慎一学校教育係長酒井 貴範

学校教育推進員 佐藤 充弘 学校教育推進員 式見 貴美穂

4 議 事

承認第6号 専決処分した事件の承認について (令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について)

報告第8号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

議案第33号 学校における働き方改革幕別町アクション・プランの改正について

議案第34号 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について

議案第35号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- 5 議事概要 次のとおり
 - **菅野教育長** ただ今から、第7回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご 異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、 2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。 次に、日程第3、前回会議録の承認でありますが、第6回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第6回教育委員会会議録を承認いたしました。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長(山端 広和) 新型コロナウイルス関連について、ご報告いたします。お手元に配付 の事務報告資料をご覧ください。

この資料は、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議が6月18日に開催され発表し たものになります。北海道を含む10都道府県に出されていた緊急事態宣言が21日から沖縄県 を除き解除となり、北海道については、まん延防止等重点措置の適用となりました。このペ ージの措置区域と書かれた枠のとおり、道内では札幌市が重点措置の区域になっており、6 月21日から7月11日までの期間となっています。次のページをお開きください。左側は、措 置区域となった札幌市の要請内容になります。不要不急の外出や移動を控えるといったこと や20時以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと、できる限り同居していない方との飲食 を控え、4人以内など少人数、短時間、黙食の実践等の要請内容となっています。続いて、 ページが飛びますが、資料の右下⑨と書かれているページをお開きください。その他の市町 村の要請内容になります。期間については、措置区域と同様、6月21日から7月11日までで あります。要請内容で、先ほどの札幌市と異なる部分は、下段の「飲食の際」と書かれた部 分ですが、札幌市では、20時以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと、できる限り同居 していない方との飲食を控えるという内容でしたが、その部分は触れておりません。それ以 外の部分は同様の内容となっております。次のページになります。右上の経過区域と書かれ た対象地域は、宣言前に札幌市を含め、まん延防止等重点措置区域とされた江別市ほか、8 市町村が対象となります。段階的に緩和するという区域とされ、その要請・協力内容となっ ております。次に下段の⑪は、幕別町を含むその他の市町村におけるイベント開催について の要請になります。人数上限は5,000人又は収容人数50%以内で、いずれか大きい方となって います。次のページをお開きください。学校への要請についてですが、基本的にはこれまで を大きく変わる部分はありませんが、感染防止対策の徹底、感染者が発生した場合の迅速か つ幅広な休業等の措置、学びの保障、また、部活動については活動を厳選し、感染対策を徹 底することなどの内容となっております。こうした道の要請内容を受け、本町では去る19日 に対策本部が開かれ、閉所・閉館していた公共施設を6月21日から開所・開館としたところ であります。

なお、学校についても、遠足や校外学習は21日から活動を再開いたしますが、修学旅行や 宿泊学習、運動会や体育祭はこれまでどおり7月以降の実施としているところであります。 資料については以上のとおりでありますが、現在、町では65歳上の方を対象にワクチンを接 種しており、7月末までに2回目の接種を終えることができるよう進められています。

また、65歳未満の方については、16歳から64歳までは、今月30日にクーポン券等を発送し、7月5日以降順次予約の受付開始、新たに対象となった12歳から15歳までの方に対しては7月中旬にクーポン等を発送する予定とされています。クラスター発生のリスクを抑えるため保育士や教職員、居宅サービス事業所等の従事者への接種を優先的に行うべく準備も町部局で進めているところであります。以上で事務報告とさせていただきます。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、承認第6号、専決処分した事件の承認について、令和3年度幕別町一般 会計補正予算の要求について説明を求めます。 **教育部長(山端 広和)** 承認第6号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。 議案書の1ページをご覧ください。令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について、令 和3年6月21日付けで専決処分を行ったものであります。2ページをお開きください。補正 予算の要求内容についてであります。

10款 教育費の予算に9万2千円を追加し、予算の総額を15億159万7千円とするものであります。5項 社会教育費 5目 ナウマン象記念館維持管理費になりますが、本年4月に採用しました学芸員であります、生涯学習課主幹がフィールドワーク等に使用するスマートフォンの電話料の追加であります。以上で説明を終わらせていただきます。承認のほどよろしくお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第6号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、承認第6号につきましては原案のとおり承認しました。

次に、日程第6、報告第8号、令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 報告第8号、令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、 ご説明を申し上げます。議案書は3ページをご覧ください。6月22日に開かれました、令和 3年第2回町議会定例会に、教育委員会として補正予算を要求いたしましたので、その要求 結果についてご説明いたします。

10款 教育費に584万5千円の追加を要望しておりましたが、補正額61万6千円、予算総額は15億142万7千円として、本定例会に提案され、議決されたところであります。補正予算の内容につきましては、さきほどの承認第6号と、5月26日に開催いたしました第6回教育委員会で説明した要求内容のとおりでありますので、要求額から変更があった部分のみ説明いたします。

6項 保健体育費 、2目 体育施設費、札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンター指定管理者業務指定管理事業は、指定管理料の精算金として17万円を要望しておりましたが、補正額は0となっています。要望時点では、新型コロナウイルス感染症の影響による減収分を過去3年平均で見込んでいましたが、当該年度の閉館していた期間においては減収が発生していないため精算しないこととしたものであります。その他については、要望額どおりであります。以上で、説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

報告第8号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第7、議案第33号、学校における働き方改革幕別町アクション・プランの改正 について説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第33号、「学校における働き方改革幕別町アクション・プランの改正について」ご説明申し上げます。議案書の4ページ、資料につきましては、別添の冊子になります。「議案第33号説明資料」をご覧いただきたいと思います。

この度のアクション・プランの改正につきましては、平成30年9月に、令和2年度までを取組期間とする、「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン」につきまして、令和3年度から令和5年度までの3年間の取組期間とする、第2期の幕別町アクション・プランに改正するものであります。こちらに記載はありませんが、北海道の第2期のアクション・プランでは、第1期の取組の成果と課題として、教職員の時間外勤務の状況比較では、

取組前の平成28年度と令和元年度との比較で一定の縮減効果が認められる一方で、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている実態があるとして、第2期では時間外勤務の時間を一ヶ月で45時間以内、一年で360時間以内を引き続き目標として掲げ、6点の重点的に実施する取組と、新たな取組として「教頭への支援」「サポート体制の充実(スクールロイヤーの配置)」を実施する内容になっております。幕別町におきましても、北海道のアクション・プランに準じ、第2期を策定することといたしました。内容につきましては、第1期の取組を継続しているものが大半でありますので、変更になる主なもののみ説明させていただきます。それでは、別添の冊子になります「議案第33号説明資料」の2ページをご覧ください。

「Ⅱこれまでの取組の成果と課題」でありますが、本教育委員会といたしましては、アクション・プランの策定から、これまで必要に応じ見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。現アクション・プランに基づく取組としては、指標の推進状況では、部活動休養日、変形労働時間制、定時退勤日、学校閉庁日の取組につきまして、全校において実施している状況であり、これらの取組の定着が図られております。

次に、出退勤管理システムの導入については、本町では昨年度から全校で実施しましたが、 その次以降の時間外勤務のデータとして取組前との比較ができないため、内容については記 載しておりません。次に3ページをご覧ください。⑷取組の総括でありますが、喫緊の課題 である「学校における働き方改革」の実現に向けて、継続かつ計画的に取り組んでいく必要 があるということを、総括といたしました。次に、「Ⅲアクション・プラン(第2期)の概 要」でありますが、ここから第2期の取組内容となります。全体として、第1期の取組内容 を継続しつつ、道の取組に準じたものとなっております。また、(1)アクション・プラン (第 2期)の性格の下段2段にありますように、本プランについては、第1期と同様に、今後の 国及び道教委の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直し を行うものであります。次に(2)目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間に ついてでありますが、4ページをご覧ください。時間外在校等時間の時間数の目標でありま すが、こちらについては第1期の目標でもありました、月45時間、年360時間以内の目標を引 き続き達成に向けて取組んでいきます。取組期間については、令和3年度から令和5年度ま での3年間であります。次に、6ページをご覧ください。「IVアクション・プラン(第2期) の具体的な取組」でありますが、(1)働き方改革手引き「Road」の積極的な活用は、道教委で 作成し、既に各学校に配付済みであります「働き方改革に関する研修資料」を活用するよう 促す内容となっており、今回新たに加わった部分になります。次に、7ページをご覧くださ い。(4)校務支援システムの導入についてであります。こちらも、新規で加えたものでありま すが、内容としては導入に向けて検討しますとの記載に留めておりますが、現在、財政とも 導入に向けて協議している段階であります。次に、こちらの、Action 2 部活動指導に関わる 負担の軽減については、基本的に、第1期と同様の取組について継続して記載しております が、8ページの、Action3勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実について であります。9ページをご覧ください。(5)教諭等及び事務職員の標準職務の明確化について であります。こちらは、内容としては北海道のものと同様であります。昨年度、道教委から、 働き方改革を進めるうえで学校管理規則に関係条文の整備をするよう通知があった部分でも あります。通知には地域の実情も考慮して整備するようにとの内容でありましたので、今後、 学校と協議しながら規則改正を進めていきたいと考えております。10ページの、Action 4 教 育委員会による学校サポート体制の充実について、(3)勤務時間等の制度改善についてであり ます。こちらでは、「1年単位の変形労働時間制の導入」について、北海道に準じ、組み入 れることとしましたが、今後、導入の検討を進めてまいりたいと考えております。11ページ を、ご覧ください。(8)学校が作成する計画等の見直し、(9)学校の組織運営に関する見直し、 につきましては、(7)の学校行事の精選・見直しと同様に、学校の業務のスリム化を目指して 新たに追加した部分であり、適宜業務の見直しについて指導助言を行うこととしております。

次に(II)留守番電話やメールによる連絡対応については、こちら、北海道では時間外に電話が直接つながらないように留守番電話を設置していく取組を進めておりますが、本町においては、近隣町村や学校の実情を考慮して、導入について慎重に検討をすすめていきます。次に(II)少年団活動における児童の発達段階に応じた指導や教育職員の負担軽減については、北海道では取組がない部分ではありますが、町としては、第1期から継続することとし、部活動休養日等に準じた取組について理解の促進を図っていくものであります。最後に、12ページの「附則」になりますが、本日の教育委員会会議での決定をもって、同日付けから施行するものであります。

なお、このアクション・プランについて、今月28日開催予定の校長会議において、各学校に通知する予定としております。以上が、幕別町アクション・プラン第2期案の説明となりますが、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備、児童生徒に対する指導の一層の充実を第一期に引き続きまして目指したいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

岩谷委員 町内の教職員のなかで高ストレスが原因で休職している人はいるのか。

総務係長(山田 慎一) 高ストレスによって、鬱病を罹患されている先生は2名おります。

岩谷委員 その先生に対して、学校、教育委員会からのサポートはあるのか。

総務係長(山田 慎一) 復帰に向けて今後、復帰プログラムに取り組む予定です。

菅野教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第33号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第33号については、原案どおり可決しました。

次に、日程第8、議案第34号、幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について 説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第34号「幕別町いじめ防止対策推進委員会 調査委員の委嘱 について」ご説明申し上げます。議案書5ページをご覧いただきたいと思います。

幕別町いじめ防止対策推進委員会、調査委員につきましては、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例第2条の規定に基づく、いじめ防止対策推進委員会の所管事項である「小中学校のいじめの防止等の対策を、実効的に行うための、調査研究及び審議」並びに「小中学校の、いじめの事案について、重大事態に係る事実関係を、明確にするための調査」などを行うため、同条例第7条の規定に基づき、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱することとなっております。議案に記載のとおり、糠内中学校、校長の田中幹也氏、糠内中学校、教頭の羽石浩之氏、古舞小学校、教諭の遠藤知里氏、明倫小学校、教諭の竹内亜希氏、札内北小学校、教諭の印牧明美氏、幕別中学校、教諭の吉田勉氏、忠類中学校、教諭の澤辺渉氏の7人であります。いずれも、学識経験者でありますが、校長先生、教頭先生の選出にあたりましては、それぞれ校長会、教頭会からの推薦であります。

また、教諭等の5人につきましても、各中学校ブロックから推薦をいただいたものであります。なお、任期は、特に定めはないことから、毎年、委嘱をしているものですが、今年度の調査委員の任期は、令和3年6月25日から令和4年3月31日までであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第34号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第34号については、原案どおり可決しました。

次に、日程第9、議案第35号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定については、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますがこのほか、皆さんからなにかございませんか。 (ありません。)

菅野教育長 それでは以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第7回教育 委員会会議を閉じます。